

「心身ともに健康なのに…」

性同一性障害 生保加入の壁

性同一性障害者Ⅱに苦しむ人々が、生命保険の壁に直面している。ホルモン投与などの治療を理由に、加入を断る生保会社が少なくないからだ。「心身とも、健康で、軽やかに」だったのに、「と不信感を募らせる。

性同一性障害

体の性と、心の性が一致せず、違和感や嫌悪感が強く続いている状態。数千人に人の割合で見られるという。このため、戸籍上の性別の変更を認める性同一性障害特例法が、2004年7月に施行された。法務省によると、特例法により、12年度時点で約3000人が、性別を変更している。



生命保険会社のパンフレットを娘と一緒に見ている静岡市在住の女性

ホルモン投与・適合手術理由に

静岡市在住のヒロキさん(29)Ⅱ仮名Ⅱは昨年、ブルデンシャル生命保険(東京都)に死亡保険加入の壁を断られた。「治療中なのにが理由だった。性同一性障害のため昨年1月から男性ホルモンの投与を受けていると申告していた。同社の広報担当者は「個別の事案には答えられない」と話す。

ヒロキさんは女性として生まれながら、小学生の頃から違和感が芽生え、悩まながらも女としてふるまってきた。本来は男だったと認められ、2004年、結婚、妊娠中に我慢できなくなり、出産後に本心を明かした。ホルモン投与でストレスも軽くなり不眠も解消した。しかし夫とは音信不通になった。「刀、自分に何かあった。2歳になる娘を経済的に困らせたくない」

東京都新宿区に住む会社員ヨウコさん(33)Ⅱ同Ⅱは2年前、戸籍上の性別を男性から女性に変更。20年以上に契約を結んでいた生保の解約を迫られた。性同一性障害特例法は、性別の変更は権利義務に影響しないと定めているのに、契約時の性別は変更できないと認められてもならない。一方で、性別を女性にすぐに変更して

くれた生保会社もあった。「日本性同一性障害者共々に生きる人々の会」の山本麗代表(東京都品川区)は「治療を始める前、保険に入れないのは当事者間の常識」と話す。

公益財団法人生命保険文化センター(東京)によると、生命保険加入の前提は基本的に健康であること。だが、現在は生保会社が過去のデータをもとに判断している。審査基準も変化している。一方で、医師が否定したと証明できない場合や、治療法が未確立のケースは加入が難しくなるという。

拒否明示の会社も

既存の契約者が性別変更した場合、保険料などはそのままで契約上の性別は変更する会社が多いが、「契約の可否を改めて検討する」とした会社もあった。ホ

はつきり加入を拒否する会社もある。AIG富士生命(東京)は「同社のホームページ」に「性同一性障害(東京都)は同社の有害がある場合、新規加入は受け付けない」と明記していた。担当者は「保険料は

が多い大手生保会社1社に取材すると、どの社も「性同一性障害を理由に加入を断ることはない」と答えただ。ただ、複数社の担当者「性同一性障害は糖尿病などと同じ疾患の一つと考えている。ホルモン投与には血糖症や骨粗鬆症のリスクがあり、審査に落ちやすい」とある」と認める。

研究者によると、ホルモン投与を始める前、一般にホルモン分泌量が減少する40代後半〜50代後の更年期まで続くことが多い。戸籍の性別が変更された後も通院、投与は続く。ある生保の担当者は「ホルモン投与を始めた人は、保険金の給付対象となる性別変更手術を受けると、断りも厚、これも審査のネックになる」と明かす。

性別と年齢を元に決められるが、性別を変えた場合の査定基準がなく、対応できない」と説明。朝日新聞の取材後、この表示は削除したが、「対応は変わらない」としている。

山本代表は「性同一性障害の治療リスクなど、実態を測るデータは十分にある。審査基準の見直しを検討してほしい」と訴える。(岡本あやな)

健康保険の適用を

GID(性同一性障害)学会理事長の中塚幹也・岡山大大学院教授の話。ホルモン投与には確かにリスクもあるが、専門の医療機関の管理のもと、体調に合わせて投与されていけば、血糖症などを発症する危険性は低い。性同一性障害特例法の施行後、専門家の指導により、健康上のリスクを持つ例も少なくなっている。むしろ、制度上の問題から、ホルモン投与や性別適合手術といった性同一性障害の治療に健康保険が適用されないことがあり、今も適切な治療を受けられない人がいる点を解決されなければならない。